

調達要求番号：統-06-0126-012

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	船舶識別サービスの利用	DIH-LT-15102C	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	平成28年 2月10日
		改正	令和 3年 1月28日
			令和 5年 2月13日
作成部課名	情報本部統合情報部		

1 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は、情報本部統合情報部において利用する「船舶識別サービスの利用」に適用する。

1.2 引用文書 この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札時又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書に定める事項がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先される。

2 役務に関する要求

2.1 目的 船舶が発信するAIS情報、船舶情報及び港湾情報を組み合わせ効率的かつ効果的に船舶の動静を把握するとともに船舶を識別することを目的とする。

2.2 保水性 本船舶識別サービスで受信したAIS情報、船舶情報及び港湾情報の（セキュリティ確認を除く）閲覧ができないようにすること。

3 機能

3.1 船舶動静・要目・リク査定形態

- a) インターネットに接続された任意の端末（以下「サービス利用端末」という。）で船舶の動静を把握でき、解析支援情報を閲覧できること。
- b) 動静把握には、人工衛星に搭載された受信機にて受信したAIS情報（以下「衛星AIS」という。）と地上に設置された受信機にて受信したAIS情報（以下「地上AIS」という。）の両方が利用できること。また、AIS情報の収集範囲は全地球規模であること。
- c) 解析支援情報には、船舶に関する情報（以下「船舶情報」という。）と港湾に関する情報（以下「港湾情報」という。）が含まれていること。また、解析支援情報の細部は付表1 船舶情報・港湾情報一覧による。

3.2 船舶動静把握

3.2.1 地図表示 衛星AIS,地上AISを背景地図上に重畳表示し,船舶の現在位置を把握できること。地図表示は以下の項目を満たすこと。

- a) 全地球分の背景地図を表示できること。
- b) 港湾施設情報を背景地図に重畳表示できること。
- c) 官側が指定した海域を区切る線を背景地図に重畳表示できること。
- d) 表示縮尺に応じて背景地図に適切に表示できること。その際15,000分1の背景地図を表示できること。表示縮尺を拡大した際30ノータカルマイル四方以上の表示が可能なこと。また,ガイドとして表示するスケールはメートル及びキロメートルとノータカルマイルで切り替えができること。
- e) 特定の関心領域においては,表示縮尺を大きくした際地名及び港湾名称等の詳細な情報を表示できること。
- f) 表示縮尺に応じて緯線及び経線を切り替え,適切に表示できること。
- g) 衛星AIS/地上AISを検索し検索結果を背景地図に重畳表示できること。また,検索した衛星AIS/地上AISをダウンロードできること。
- h) 衛星AIS/地上AISデータは、GUI（シークバー,スライドバー,時間スライダー等）を利用して時間で絞り込めること。
- i) h)で表示した衛星AIS/地上AISデータを時系列順で表示し,時間変化が確認できること。

3.2.2 識別項目 衛星AIS及び地上AISに含まれる位置座標の位置に船舶を識別できるアイコン（以下「船舶アイコン」という。）を表示できること。識別する項目は以下を基準として複数段階で表示し,必要最小限の情報（IMO番号、MMSI番号等）をポップアップ表示できること。なお,ポップアップは表示及び非表示を切り替えられること。

- a) 船舶種別
- b) 国籍
- c) GT
- d) 全長
- e) 針路
- f) 速力
- g) 船舶アイコンの色を船種毎に任意に変更できること。

3.2.3 衛星AIS及び地上AISの更新頻度は1回/時間以上を基準とし,更新に合わせて船舶アイコンの表示位置を更新できること。なお,指定した船舶アイコンは最新の位置と合わせて過去の位置に表示し,同じ船舶を線で結んだ航跡を表示できること。

航跡の表示は以下の項目を満たすこと。

- a) シンボルを航跡に重畳表示できること。

b) 時刻（日時）をシンボルに重畳表示できること。

3.2.4 表示する衛星AIS及び地上AISは、両AISに含まれる属性項目を利用して絞り込みを行えること。利用する属性項目は以下を基準とする。

- a) IMO番号
- b) MMSI番号
- c) 船舶種別
- d) 国籍
- e) 全長・全幅
- f) 仕向地

3.2.5 船舶アイコン近傍にカーソルを合わせる又は船舶アイコンを選択することで、船舶を識別するのに必要なAIS情報に含まれている情報をポップアップ又はリストで表示できること。表示する内容は以下を基準とする。

- a) MMSI番号
- b) IMO番号
- c) 船名
- d) 国籍
- e) GT・DWT
- f) 全長・全幅
- g) 船舶種別
- h) 時刻 (UTC:Universal Time Coordinated)
- i) 針路
- j) 速力
- k) 船首方位
- l) 回頭率
- m) 航海状況
- n) 喫水
- o) 仕向地
- p) ETA

3.2.6 船舶アイコンを選択することで、船舶情報を表示できること。表示する項目は、**付表1 船舶情報・港湾情報一覧**を基準とする。

3.2.7 船舶アイコンを選択することで、指定した船舶の航跡を過去90日（基準）まで遡り表示できること。

3.2.8 更新された衛星AIS及び地上AISは空間情報（位置情報と関連付けて管理可能な形式）として蓄積し、過去に蓄積されているAIS情報と合わせて解析に利用できること。AIS情報は以下の頻度を基準とし蓄積する。

- a) 最新の30日分: 1回/時間以上

- b) 過去30日～90日分: 1回/時間
- c) 90日前以降: 1回/日

3.3 船舶情報及び港湾情報の閲覧

3.3.1 解析情報の閲覧 解析支援情報として船舶情報及び港湾情報を閲覧できること。解析支援情報の更新頻度は1回/日以上とし、閲覧出来る項目は**付表1 船舶情報・港湾情報一覧**の内容を含んでいること。

3.3.2 自動通知サービス 解析情報を活用した解析作業を支援するサービスを利用できること。

3.3.2.1 官側が指定した範囲に特定の船舶が侵入, 停滞及び離脱した際に自動で通知(以下「アラート通知」という。)できること。範囲は矩形, 円形及び多角形で指定できること。また、対象とする船舶は, 以下の情報に基づき官側が指定できること。

- a) MMS I 番号
- b) IMO 番号
- c) 船名
- d) 国籍
- e) GT・DWT
- f) 全長・全幅
- g) 針路
- h) 速力
- i) 喫水
- j) 仕向地
- k) 船舶種別

3.3.2.2 官側が解析の対象とする船舶(以下「船舶リスト」という。)をリスト化し, 官側が指定する情報に変更があった際にアラート通知されること。また, 登録できる船舶の数は最大3,000隻以上であること。

- a) MMS I 番号
- b) IMO 番号

3.4 報告資料作成支援機能の付加

3.4.1 任意の船舶リスト表示 官側で任意の船舶3,000隻を抽出し、**付表2 リスト項目(基準)**の項目による表示及びリスト化(以下「任意のリスト」という。)することができること。この際, 任意のリストはCSV形式としてダウンロードすることができること。また, 表示要領等の細部は契約後速やかに官側と調整すること。

3.4.2 任意の船舶位置情報等のダウンロード 3.4.1のリスト内信号(位置)が得られた船舶について以下の情報を1回/日, CSV形式としてダウンロードできること。

- a) 船名

- b) 位置情報（緯度・経度）
- c) 時間（UTC）
- d) 最も近い港湾名、その港湾の国籍及びそこからの距離
- e) 3.2.1 c)で指定した海域の名称
- f) IMO番号
- g) 船舶種別
- h) MMSI番号
- i) Call Sign

3.4.3 保全上の措置 任意のリストは、パスワード管理等により他の端末で閲覧することができないようにするとともに、任意のリストデータは、官側以外での蓄積・ダウンロードができないようにすること。

4 利用条件 本要求における端末での利用台数は2台とする。

5 利用期間 「調達要領指定書」に定める期間とする。

6 その他指示

6.1 情報の保全 契約の相手方は、本契約の履行にあたり直接又は間接的に知り得た知識を他に漏らしてはならない。また、第三者を従事させる場合は、**情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（通達）**（装本総務第78号（18.7.31））に定める特約条項を適用するものとする。

6.2 立入禁止場所への立入 契約の相手方は、本契約の履行にあたり立入禁止場所への立入が必要な場合には、**情報本部における立入禁止場所等に関する達**（情報本部達第4号（20.3.19））に基づき、事前に官側へ申請を行い許可を得るものとする。

6.3 官側における支援 契約の相手方は、本契約の履行に伴い官側の支援を必要とする場合、事前に官側と調整の上、無償で以下の官側支援を受けることができるものとする。

- a) 現地における電力及び水の使用
- b) その他支出負担行為担当官が必要と認めたこと。

6.4 保守サービス体制 契約の相手方は、何らかの不具合が生じた場合には、速やかに復旧又は保全の措置（翌課業日以内の着手）を採り得る保守サービス体制を確保するものとする。

6.5 操作講習等 契約の相手方は、操作講習（10名×4時間（基準））及び操作マニュアル（日本語版）5部を提供するものとする。細部は官側との調整による。

6.6 船舶識別サービス時期 「調達要領指定書」に定める期間とする。

6.7 仕様書に関する疑義 契約の相手方は、この仕様書の内容に疑義が生じた場合には速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	統-06-0126-012
	調達要求年月日	令和6年 1月26日
	作成部課	情報本部統合情報部
	作成年月日	令和6年 1月26日
品名	船舶識別サービスの利用	
仕様書番号	D I H - L T - 1 5 1 0 2 C	
指定事項		
5 利用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日		

付表1 船舶情報・港湾情報一覧(船舶情報)

項番	英記	内容
1	Ship Name	船名
2	LR/IMO Ship Number	I M O 番号
3	MMSI Number	MMS I 番号
4	Flag	旗国
5	Port of Registry	船籍港
6	Call Sign	コールサイン
7	Ship Type	船舶種別
8	Registration	登録情報
9	Registered Owner	登録持主
10	Commercial Manager	商業面における管理者
11	Technical Manager	技術面の責任者
12	Commercial Operator	商業面における責任者
13	Class	等級の I D, 現等級及び等級の歴史等
14	Surveys	船舶の検査日時, 検査種別等
15	Construction Overview	船舶種別, 建築日, 総トン数等
16	Ship Builder	製造社, ヤード番号等
17	Construction Detail	船体のタイプ, 材質, 強み等
18	Length Overall	全長
19	Length (Reg)	登録長
20	Length (BP)	垂線間長
21	Breath Extreme	全幅
22	Breath Moulded	型幅
23	Draught	喫水
24	Depth	深さ
25	Height	高さ
26	Displacement	排水量
27	T/CM	1 c m 当たりのトン数

項番	英記	内容
28	GT (Gross Tonnage)	総トン数
29	NRT (Net Register Tonnage)	純トン数
30	DWT (Dead Weight Tonnage)	積載重量トン数
31	Status	稼働状況（廃船、係船、抑留等）
32	Cargo & Gear Overview	主要な積載容量
33	Compartment	客室
34	Grain Capacity	散荷容積
35	Bale Capacity	袋物容積
36	Liquid Capacity	液体容積
37	Liquid Gas Capacity	液体ガス容積
38	Container	コンテナ数
39	Cargo	その他の容量
40	Cargo Gear	クレーン、デリック等積荷搭載用機材
41	Ro-Ro	車両搭載船容量
42	Towage	曳船ウィンチ
43	Machinery Overview	機材概要、速力
44	Prime Mover	原動機
45	Auxiliary Engines	補助エンジン
46	Bunkers	バンカー
47	Thrusters	スラスタ
48	Inspections	P S C（ポートステートコントロール）に関わるデータ
49	Safety Management	I A C S 準拠のデータ群
50	Photographs	画像
51	Trading Areas	過去12か月の貿易エリア
52	Fixture	傭船歴

付表1 船舶情報・港湾情報一覧(海難事故)

項番	英記	内容
53	Ship Details	船舶情報
54	Incident details	事故の詳細
55	Voyage Details	航海の詳細
56	Event Details	事故の間に起こった一連の出来事の詳細
57	Other Ships Involved	巻き込まれた船舶の情報
58	Casualty Location	位置情報
59	Disposal	解体費等の処理に関する情報

付表1 船舶情報・港湾情報一覧(造船会社)

項番	英記	内容
60	Addresses	会社の連絡先に関する情報
61	Orderbook	注文控え帳にある船舶の情報

付表1 船舶情報・港湾情報一覧(会社情報)

項番	英記	内容
62	Full Name	会社の正式名称

付表1 船舶情報・港湾情報一覧(港湾情報)

項番	英記	内容
63	Country	港の所在国
64	Port Name	港の国際的に認知された名称
65	UNLOCODE	国連の組織であるUNECE（国連欧州経済委員会）が移動、貿易地点に割り当てる番号
66	Location	位置
67	Berth & Terminals	バース、ターミナルに関する情報
68	Ships in Port	港に停泊している船舶
69	Ships Destined For	当該港に向かっている船舶
70	Weather	天気
71	News	ニュース

付表1 船舶情報・港湾情報一覧(会社情報)

項番	英記	内容
72	Short Name	会社の略称
73	Full Name	会社の正式名称
74	Addresses	連絡先
75	Fleet Size	会社の関連する船舶の数
76	Operated Fleet	運営会社となっている船舶一覧
77	Register Owned	登録会社となっている船舶一覧
78	DOC Holder For	DOCを持っている船舶一覧
79	Fleet List	関連会社一覧
80	Fleet Live Positions	関連する船舶一覧
81	Trading Areas	関連会社まで含めた貿易範囲
82	Fleet List	関連会社の一覧
83	Casualty Data	事故情報

付表2 リスト項目(基準)

項番	項目名	備 考
1	リスト番号	官側による任意の番号
2	船名	
3	IMO番号	
4	船舶種別	
5	GT	
6	DWT	
7	建造年	
8	Call sign	
9	MMSI番号	
10	船籍港	
11	国籍	
12	全長	
13	速力	